

## 《永寿荘デイサービスセンター重要事項説明書》

### 1. 事業者

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 <small>けいせんかい</small> 恵泉会  |
| (2) 法人所在地 | 山形県鶴岡市茅原町 <sup>ちわらまち</sup> 28番10号 |
| (3) 電話番号  | 0235-25-6111 (代表)                 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 後藤 重好                         |
| (5) 設立年月  | 昭和55年3月24日                        |

### 2. 事業所の概要

|            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所<br>・ 山形県知事より指定を受けた日<br>平成12年2月1日<br>・ 介護保険事業所番号<br>0670700244  |
| (2) 事業所の目的 | ① 事業所の介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るなどサービスの提供に努めます。<br>② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

|                |  |
|----------------|--|
| (3) 事業所の名称     | 永寿荘デイサービスセンター  |
| (4) 事業所の所在地    | 山形県鶴岡市茅原町28番10号  |
| (5) 電話番号       | 0235-25-6111 (代表)  |
| (6) 事業所長氏名     | 加藤 昌司  |
| (7) 当事業所の運営方針  | デイサービスセンターの職員は、デイサービスセンターご利用者・ご家族の信頼を得、十分な満足がいただけるよう、サービスに努めてまいります。  |
| (8) 開設年月       | 平成12年4月1日  |
| (9) 通常の事業の実施地域 | 鶴岡市全域  |
| (10) 営業日及び営業時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業日<br/>月曜日から土曜日<br/>(但し、1月1日～1月3日は除きます)</li> <li>・ 営業時間<br/>午前8時30分から午後5時15分<br/>(但し、午前7時00分から<br/>午後7時00分まで利用可能)</li> </ul> |
| (11) 利用定員      | 30人  |

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して、指定通所介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

| 当事業所に配置している        |     | 国が指定した基準 |               |   |
|--------------------|-----|----------|---------------|---|
| 職 種                | 人 数 |          |               |   |
| 1 事業所長<br>(管理者)    | 1名  | 1名       | 事業所長<br>(管理者) |   |
| 2 介護職員兼<br>生活相談員   | 3名  | 1名以上     | 生活相談<br>員     | 提供時間帯を通して1人<br>ずつ   |
| 3 看護職員兼<br>機能訓練指導員 | 3名  | 1名以上     | 看護職員          |   |
|                    |     | 1名以上     | 機能訓練<br>指導員   |   |
| 4 介護職員             | 7名  | 4名以上     | 介護職員          | 提供時間帯を通じて、利<br>用者の数が15人までは1<br>人以上、それ以上5又は<br>その端数を増すごとに1<br>人を加えた数以上 |
| 5 介護職員<br>(パート)    | 3名  | —        |               |   |
| 6 看護職員<br>(パート)    | 1名  | —        |               |   |
| 7 栄養士              | 1名  | —        |               |   |
| 8 苦情処理担当者          | 1名  | —        |               |   |

### 4. 当デイサービスセンターが提供するサービスと利用料金

当デイサービスセンターでは、ご契約者に対して次のサービスを提供します。  
当デイサービスセンターが提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるもの

- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくものがあります。
- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）  
 以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付されます。  
 （自己負担額：介護保険負担割合に基づいた額）

### <サービスの概要>

- ①食事（但し、食事の提供にかかる費用は別途いただきます。）
- ・当デイサービスセンターでは、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事の提供に努めます。
  - ・温冷配膳車を使用し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい状態でめし上っていただいております。
  - ・食事時間 正午～
- ②入 浴
- ・入浴又は清拭を行います。車椅子や寝たきりに近い方でも、当デイサービスセンターの各種機械浴を使用して入浴することが出来ます。
- ③排 泄
- ・ご契約者の排泄の介助を行います。
- ④送 迎
- ・自宅と永寿荘間の送迎を永寿荘の車両で行います。但し、通常の実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

### <サービス利用料金（1回当り）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

## 《 通常規模型通所介護 》

【 所要時間 6時間以上7時間未満ご利用の場合 】

### 1. 基本サービス費（1回あたり）

| 要介護度 | 通所介護費<br>(単位) | 自己負担額(1割) | 自己負担額(2割) | 自己負担額(3割) |
|------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 要介護1 | 575           | 575 円     | 1,150 円   | 1,725 円   |
| 要介護2 | 679           | 679 円     | 1,358 円   | 2,037 円   |
| 要介護3 | 784           | 784 円     | 1,568 円   | 2,352 円   |
| 要介護4 | 888           | 888 円     | 1,776 円   | 2,664 円   |
| 要介護5 | 993           | 993 円     | 1,986 円   | 2,979 円   |

## 2. 各種加算料金（1回あたり）

| 加算項目                           | 単位            | 自己負担額<br>(1割) | 自己負担額<br>(2割) | 自己負担額<br>(3割) |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ               | 18            | 18 円          | 36 円          | 54 円          |
| 入浴加算                           | 50            | 50 円          | 100 円         | 150 円         |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)                    | 46            | 46 円          | 92 円          | 138 円         |
| 栄養スクリーニング加算<br>(該当者のみ6か月に1回算定) | 5             | 5 円           | 10 円          | 15 円          |
| 送迎減算(片道)                       | -47           | -47 円         | -94 円         | -141 円        |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)                  | 所定単位数に5.9%を加算 |               |               |               |
| 特定処遇改善加算(Ⅰ)                    | 所定単位数に1.2%を加算 |               |               |               |

所定単位数・・・通所介護費に各種加算・減算を加えた総単位数

## 3. その他の料金（1回あたり）

| 項目     | 単位 | 料金   | 備考                        |
|--------|----|------|---------------------------|
| 食費     | 1食 | 690円 |                           |
| キャンセル料 | 1回 | 410円 | ご利用日前日17時15分までに申し出がなかった場合 |

※ 濃厚流動食等を持参されているご利用者様は、食費690円の変わりに200円をいただきます。

◆ 自己負担額は、『介護保険負担割合証』に記載されている負担割合をご確認下さい。

・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

- (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条・8条参照）  
以下のサービスは利用料金が全額負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 食費

- ・ご契約者に提供する食材料費と調理にかかる費用及び光熱水費等です。
- ・利用料金———— 1回 690円
- ・利用料金（濃厚流動食等持参の場合）———— 1回 200円

#### ② 通常の事業実施区域外への送迎

- ・通常の事業実施地域（鶴岡市）以外の地区にお住まいの方で、当デイサービスセンターのサービスを利用される場合は、お住まいと当デイサービスセンターとの間の送迎費用として、次の料金をいただきます。
- ・デイサービスセンターから、片道おおむね30キロメートル未満 — 0円
- ・デイサービスセンターから、片道おおむね30キロメートル以上  
— 片道につき100円  
(鶴岡市にお住まいの方はまったく負担がありません)

#### ③ レクリエーション、クラブ活動

- ・ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ・利用料金 ———— 材料代等の実費をいただきます。

#### ④ 複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ・1枚につき———— 0円

#### ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

- ・前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、指定する日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| ①金融機関口座からの自動引落し | 利用月の翌々月 22日 |
| ②その他            | 利用月の翌月の末日まで |

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに恵泉会に申し出て下さい。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 利用予定日の前日 17時15分までに<br>申し出があった場合  | 無 料               |
| 利用予定日の前日 17時15分までに<br>申し出がなかった場合 | 410円<br>(自己負担相当額) |

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、デイサービスセンターの稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 5.ご利用に当たっての確認事項

1. 以下の方のご利用をお断りすることがあります。
  - ① インフルエンザや疥癬などの感染症を発病なされている方。
  - ② 体調が振るわず、施設利用が不適切と思われる方。
  - ③ その他、医師より施設利用が不適切とされた方。
2. 利用中の病院等への通院は、ご契約者等の対応で行っていただきます。
3. 利用中に体調が急激に変化した場合は、ご契約者に連絡します。状況により来荘していただく場合もあります。

## 6. 苦情の受付について

|   |   |
|---|---|
| <p>(1) 当事業所における<br/>苦情の受付</p> <p>（当事業所への苦情や<br/>相談は、右の窓口で<br/>受付けます。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理窓口（担当者）<br/>苦情処理担当者 永寿荘福祉支援課長</li> <li>●受付時間<br/>毎週 月～金曜日<br/>午前8時30分～午後5時30分</li> <li>●ご来荘の場合<br/>事務室窓口にお申し出下さい</li> <li>●お電話の場合<br/>電話番号 0235-25-6111<br/>ファックス 0235-25-6112</li> <li>●郵送の場合<br/>〒997-0018 鶴岡市茅原町28-10<br/>永寿荘 苦情処理担当者 行</li> </ul> |
| <p>(2) 行政機関その他苦情<br/>受付機関</p>   | <p>鶴岡市役所 長寿介護課<br/>所在地 〒997-0035<br/>鶴岡市馬場町9-25<br/>電話番号 0235-25-2111</p> <hr/> <p>山形県福祉サービス運営適正化委員会<br/>所在地 〒990-0021<br/>山形市小白川町二丁目3-31<br/>電話番号 023-626-1755</p> <hr/> <p>山形県国民健康保険団体連合会<br/>介護サービス苦情処理室<br/>所在地 〒991-0041<br/>寒河江市大字寒河江字久保6<br/>電話番号 0237-87-8006（直通）</p>                     |

## 7. 秘密の保持

- (1) 介護職員はじめ当デイサービスセンターの職員は、業務上知り得た、ご利用者や家族の秘密を他に漏らすことはありません。
- (2) 職員であったものが、職員でなくなった場合も、同じように秘密を他に漏らすことはありません。



令和 年 月 日

|  |    |  |   |
|--|----|--|---|
| 指定通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。 |    |  |   |
| 永寿荘デイサービスセンター                          | 職名 |  | ④ |
|  | 氏名 |  |   |

|  |    |  |   |
|--|----|--|---|
| 私は、本書面に基づいて恵泉会から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。 |    |  |   |
| 契約者  | 住所 |  |   |
|  | 氏名 |  | ④ |
| 代理人  | 住所 |  |   |
|  | 氏名 |  | ④ |